

## 名桜大学大学院学則

(平成13年4月1日制定)

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この学則は、名桜大学学則（以下「本学学則」という。）第2条の2第2項の規程に基づき、名桜大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

## (大学院の目的)

第2条 大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うこととする。

## (養成する人材)

第2条の2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）は、グローバル化、情報化が進展する国内外における諸課題の解決に必要な高度に専門的知識と広い視野を持つ人材を養成する。

## (1) 高度の専門職業人の養成

## (2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

## (3) 地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確にかつ柔軟に対応できる人材の養成

2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）は、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄（琉球）・アジアと南北アメリカ（ハワイを含む）に特化した環太平洋の地域文化の研究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる研究者の養成を目指す。

## (1) 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成

## (2) 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成

3 大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）は、スポーツ・健康分野に関する学修を通して、高度な専門的知識と研究力を身に付け、理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する。

4 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）は、地域に根ざし地域の健康問題を創造的に解決していく卓越した看護実践能力の育成と看護現象の解明を目的とした研究能力の開発、看護の新たな価値の創出を目指す人材を養成する。

## (1) 高度の専門職業人の養成

## (2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

5 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）は、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する看護教育研究者を養成する。

## (自己評価等)

第3条 前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価し、公表する。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則して適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

## (研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

- (1) 国際文化研究科 国際文化システム専攻（修士課程）
- (2) 国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）
- (3) スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻（修士課程）
- (4) 看護学研究科 看護学専攻（博士前期課程）
- (5) 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）

2 研究科に関し、必要な事項は別に定める。

（入学定員及び収容定員）

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員
国際文化研究科 国際文化システム専攻	修士課程	6人	12人
国際文化研究科 国際地域文化専攻	博士後期課程	2人	6人
スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻	修士課程	6人	12人
看護学研究科看護学専攻	博士前期課程	6人	12人
看護学研究科看護学専攻	博士後期課程	2人	6人

## 第2章 教員組織等

（教員組織）

第6条 大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当することができる。

2 大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員と事務職員の連携と協働）

第6条の2 大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

## 第3章 運営組織

（大学院委員会）

第7条 大学院に、名桜大学大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

3 学長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会においてあらかじめ選出された者が招集しその議長となる。

（委員会の構成）

第8条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 研究科長
  - (4) その他学長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。
- 6 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
  - (2) 学位の授与に関すること。
  - (3) 教育課程の編成に関すること。
  - (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
  - (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 大学院に係る学則及び規程等に関すること。
  - (2) 大学院の点検及び評価に関すること。
  - (3) 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
  - (4) 大学院に係る人事、予算、行事及び施設整備等に関すること。
  - (5) 履修方法に関すること。
  - (6) 学生の身分及び賞罰に関すること。
  - (7) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
  - (8) その他大学院に関する重要事項

(研究科長)

第10条 大学院に研究科長を置き、大学院研究科を担当する教授のなかから学長が指名し、理事長に推薦するものとする。

- 2 研究科長は、各専攻の運営を総括する。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第11条 大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

第12条 削除

#### 第4章 学年、学期、休業日及び授業時間

(学年等の準用)

第13条 大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第7条から第9条の規程を準用する。

## 第5章 修業年限及び在学年限

### (修業年限)

第14条 大学院の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を越えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができるとしてとする。

### (在学年限)

第15条 大学院における在学年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程は4年を超えることはできない。
- (2) 博士後期課程は6年を超えることはできない。

## 第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等

### (入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと委員会が認めるときは、学期の始めとすることができる。

### (入学資格)

第17条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に

- において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達したもの
- (11) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと委員会が認める者
- 2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
  - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
  - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認めた者で22歳に達したもの
- 4 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と

同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの  
(入学志願)

第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに手続きをしなければならない。

(入学者の選抜)

第19条 入学志願者に対しては、選抜を行い、委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 合格の通知を受けた者は、所定の書類を添えて、第44条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学金又は授業料の徴収猶予を願い出た者については、その未納にかかわらず入学を許可することができる。

(再入学)

第21条 学長は、第26条の規定による退学者で、再入学を志願する者については、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第22条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する他大学院研究科長の許可書を願書に添付するものとする。

(休学)

第23条 病気その他止むを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願に医師の診断書、その他の理由書を添えて休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当ないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2年

(2) 博士後期課程 3年

3 休学期間は、第15条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第25条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定期日までに願い出て学長の許可を得て復学することができる。なお、第23条第2項の休学でその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第26条 大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を得なければな

らない。

(転学)

第27条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならぬ。

(留学)

第28条 学長は、外国の大学院へ留学を希望する者については、留学願を提出させ、留学を許可することができる。

2 前項による留学は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本学における在学期間に算入することができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第24条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 休学及び休学延長の許可を得ない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。

## 第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第30条 大学院は、当該大学院、研究科長及び専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(授業及び研究指導)

第30条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(教育の内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施する。

(授業科目及び単位数)

第31条 大学院研究科における授業科目及び単位数は、各研究科で定める規程のとおりとする。

(授業の方法)

第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うことができるものとする。

2 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

3 大学院は、第一項の授業を、外国において履修させができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修さ

せる場合についても同様とする。

- 4 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができるものとする。

(単位の計算基準)

- 第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準によって単位数を計算する。

(1) 講義・演習については、毎週1時間15週の教室内の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習等の授業については、毎週2時間15週の実験又は、実習をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文、その他の学修等の授業科目及び公の資格試験等による認定を受けた者については、これらの学修の成果を評価して適切な単位を授与することができる。

(成績評価基準等の明示等)

- 第32条の2 大学院は、学生に対して、授業、研究指導の方法と内容及び一年間の授業と研究指導の計画をあらかじめ明示する。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(履修方法)

- 第33条 大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

- 第34条 大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

- 第35条 学長は、教育上有益と認めたときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、履修した授業科目については、修士課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期課程においては10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

- 4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(入学前の既取得単位等の認定)

- 第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士前期課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期課程においては10単位を超えない範囲までとし、第35条によりみなす単位数と合わせて修士課程においては20単位を超えないものとし、

博士後期課程においては 10 単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位の認定)

第38条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする。

2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第39条 成績の評価は、優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(59点以下)とし、優、良、可を合格とする。

(課程の修了要件)

第40条 国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。)を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

2 前項の規定において、大学院の目的に応じ適當と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載、又は受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。)を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

4 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻(修士課程)の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学す

れば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

5 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

6 前項の規定において、大学院の目的に応じ適當と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

7 看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

#### （修士論文の審査及び最終試験）

第41条 修士論文の最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

#### （博士論文の審査及び最終試験）

第41条の2 博士論文及び最終試験の合否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ博士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

#### （学位の授与）

第42条 大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 教育職員免許状

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第43条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）において、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

- 2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
国際文化研究科	国際文化システム専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語・商業
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育

- 3 前項に定める教育職員の免許状を取得するために必要な科目は各研究科で定める規程のとおりとする。

## 第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第44条 本学の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

## 第11章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

第45条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究生)

第46条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

- 2 前項により受入れた学生は、特別研究生と称する。

(科目等履修生)

第47条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

### (研究生)

第48条 学長は、大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

### (委託研究生)

第49条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の学外機関から大学において特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、大学院学生の教育研究に支障のない範囲で、委託研究生として入学を許可することができる。

2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、単位は授与しない。

### (外国人特別学生)

第50条 学長は、外国人で大学院に志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生については、定員外とすることができます。

3 外国人特別学生の選考方法については、別に定める。

## 第12章 賞罰

### (表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長がこれを表彰する。

2 表彰の選考基準については、別に定める。

### (懲戒)

第52条 学長は、学生が大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第13章 奨学制度

### (奨学制度)

第53条 学生の研究を奨励するため、奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第14章 雜則

### (準用規程)

第54条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸規程を準用する。

- 2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「大学院」と「教授会」を「委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年3月31日在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。

附 則（平成16年7月30日）

この学則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月23日）

この学則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成26年2月27日）

この学則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第8条は平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月27日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月28日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに在学する者には、改正後の第29条第1号の規程を適用する。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 改正前の第8条第1項第7号に掲げる者の任期は、平成28年3月31日までとする。

3 平成28年3月31日在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（平成29年3月29日）

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（平成30年6月29日）

1 この学則は、平成30年6月29日から施行する。

2 平成28年4月1日以後に入学した者は、改正後の別表1の単位数を適用する。

附 則（平成31年2月15日）

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和2年3月27日）

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和2年3月24日）

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和3年12月24日）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和5年3月29日）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和6年3月25日）

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月31日在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず、なお従前の例による。